

作業区分ごとの機器等調整

- A) 製造メーカー又は製造メーカーが指定する業者の技術員による移設前後の点検及び性能試験表の作成、ユーティリティーの切断・接続、解体・組立、梱包・開梱、運搬、配置を行う。
移設後点検後、移設前点検のデータと照合し、発注者の承認を得ること。なお、移設前後の性能確認点検は発注者立会のもと実施すること。
- B) 移設前後の動作確認、ユーティリティーの切断・接続、解体・組立、梱包・開梱、運搬、配置を行う。
また、必要に応じて点検成績報告書を提出すること。
- C) 移設前の通電確認及び移設後の通電確認（動作確認）または点検、ユーティリティーの切断・接続、解体・組立、梱包・開梱、運搬、配置を行う。また、必要に応じて点検成績報告書を提出すること。
- D) 梱包・開梱、運搬、配置を行う。
- E) 運搬、配置を行う。梱包・開梱は発注者が行う。
- F) 移設前の通電確認及び移設後の通電確認（動作確認）または点検、ユーティリティーの切断・接続、解体・組立、梱包・開梱、運搬、配置を行う。

【共通事項】

- 1. 運搬時には、移設物品の保護のために必要な梱包や揺れ止めの固定等を施すこと。
- 2. 医療機器及び書棚・収納棚等の什器については、転倒防止措置を講じること。転倒防止対象機器等の選定と具体的な措置については、発注者と協議の上、当該機器等の形状や診療室等の構造設備等に応じた適切なものとする。なお、新たな部材が必要な場合は、受注者が用意をすること。
- 3. 移設物品に対する保証及び補償については、別紙5「移設物品に対する保証及び補償」とおりとする。
- 4. 移設作業は、十分な技能を有する技術者がこれを行うとともに、発注者と十分に協議し、実施にあたってはその指示に従うこと。